

障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱

令和3年7月21日

福祉保健部障がい福祉課

(趣旨)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症の発生により障害福祉サービス提供体制に影響を受けている障害福祉サービス事業所等が、必要なサービスを継続して提供するため、予算で定めるところにより、当該事業者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（令和3年4月13日付け障発0413第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「国実施要綱」という。）及び補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 別添1の補助事業者欄のいずれかに該当する者。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 前条の補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助額（基準単価）等)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及び補助額（基準単価）等は、別添1及び別添2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

2 規則第3条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の様式は、別記様式第1号

及び別記様式第2号によるものとし、同条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類及びその様式は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第2号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）
（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (2) 第2条第3号に係る誓約書（別記様式第3号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（補助条件）

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (2) 規則第21条第1項の規定により知事の承認を受けて財産を処分することによる収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (3) 補助事業により取得し、その効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) その他、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

（申請の取下げのできる期限）

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第7条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の総額の20%以内の増減とする。

（補助金の交付方法）

第8条 この補助金は、精算払により交付する。

（実績報告）

第9条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支決算書（別記様式第2号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 第4条第1項ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第1項ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の

申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を別記様式第4号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出部数等)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月21日から施行し、令和3年4月1日以降の令和3年度の予算に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金から適用する。
- 2 障害福祉サービス等事業者へのサービス継続支援事業費補助金交付要綱（令和2年9月10日定め）は廃止する。ただし、補助金交付の条件に係る規定の適用については、なお従前の例による。